

平成29年4月1日（土）より

『小型煙火』を消費するには 『許可』が必要となります

※小型煙火を消費しようとする日の1ヶ月前までに申請する必要があります
手数料が必要となります

◇許可に必要な主な申請書類等◇

- ① 煙火消費許可申請書
- ② 煙火消費計画書
- ③ 煙火消費従事者等報告書
- ④ 煙火消費場所付近見取図
- ⑤ 申請手数料
- ⑥ 煙火の仕様書
- ⑦ 煙火消費保安手帳（1種、2種、臨時のいずれか）の写し

※詳細は消費地を管轄する消防本部にお問い合わせください。

☀️小型煙火とは☀️

数十本あるいは数百本束ねた紙製の噴出筒または打揚筒が段ボール箱等に収納され、そのつながれた導火線等に点火することでその紙製筒に装填された煙火部品が連続して発射され効果を現す製品などがあり、その火薬量が火薬類取締法に規定するがん具煙火を超えている煙火（花火）のこと。



☀️煙火消費保安手帳とは☀️

（公社）日本煙火協会等が行う保安教育講習を受講した者に交付される手帳のこと。
煙火消費従事者（煙火の取扱者）は、煙火を安全に消費するために保安教育を受ける必要があるため、当該手帳の所持者を煙火消費従事者として認めています。
※煙火消費保安手帳の取得については、煙火を購入する販売店にお問い合わせください。

◇許可の申請先◇

消費地を管轄する消防本部（裏面一覧参照）

◇お問い合わせ先◇

各消防本部 または 熊本県消防保安課
（裏面一覧参照） (TEL：096-333-2117)

許可申請先及びお問い合わせ先一覧

| 消 防 本 部 名 | 電 話 番 号 | 管 轄 地 域 |
|--|---|---------------------------------|
| 熊本市消防局 予防部指導課 (〒862-0971) 熊本市中央区大江3丁目1-3 | 096-363-7173 | 熊本市 |
| 熊本市消防局 益城西原消防署 指導課 (〒861-2244) 上益城郡益城町大字寺迫202-1 | 096-286-2298 | 益城町 西原村 |
| 山鹿市消防本部 予防課 (〒861-0535) 山鹿市南島1270-1 | 0968-43-1194 | 山鹿市 |
| 人吉下球磨消防組合消防本部 予防課 (〒868-0083) 人吉市下林町1番地 | 0966-22-5241 | 人吉市、錦町 相良村、五木村 山江村、球磨村 |
| 上益城消防組合消防本部 予防課危険物係 (〒861-3206) 上益城郡御船町大字辺田見169 | 096-282-1963 | 御船町、嘉島町 甲佐町、山都町 |
| 上球磨消防組合消防本部 予防課 (〒868-0501) 球磨郡多良木町大字多良木3146-1 | 0966-42-3184 | 多良木町、湯前町 水上村、あさぎり町 |
| 八代広域行政事務組合消防本部 予防課 (〒866-0895) 八代市大村町970 | 0965-32-9227 0965-32-6181 (土・日・祝祭日) | 八代市 氷川町 |
| 阿蘇広域行政事務組合消防本部 予防課 (〒869-2225) 阿蘇市黒川1423-1 | 0967-34-0119 | 阿蘇市、南小国町 小国町、産山村 高森町、南阿蘇村 |
| 有明広域行政事務組合消防本部 予防課 (〒865-0065) 玉名市築地468番地 | 0968-73-5273 | 荒尾市、玉名市 玉東町、南関町 和水町、長洲町 |
| 水俣芦北広域行政事務組合消防本部 予防課 (〒867-0003) 水俣市ひばりヶ丘3番12号 | 0966-63-1191 | 水俣市 芦北町 津奈木町 |
| 宇城広域連合消防本部 予防課 (〒869-0419) 宇土市新松原町159-1 | 0964-22-1919 | 宇土市 宇城市 美里町 |
| 菊池広域連合消防本部 予防課 (〒869-1102) 菊池郡菊陽町大字原水7番地1 | 096-232-9335 | 菊池市、合志市 大津町、菊陽町 |
| 天草広域連合消防本部 予防課 (〒863-0001) 天草市本渡町広瀬1687番地2 | 0969-22-3305 | 天草市 上天草市 苓北町 |